I調査の説明

1 調査の目的

「職種別民間給与実態調査」は、国家公務員法及び地方公務員法の規定の趣旨に基づき、 国家公務員及び地方公務員の給与を民間の従業員の給与と比較検討するための基礎資料の作 成を目的としている。

2 本年調査の概要

- (1) 調査の範囲
 - ア 調査対象事業所(母集団)

企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の全国の民間事業所。

なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい環境に鑑み、 病院は調査対象から除外した。

- ※ 日本標準産業分類の全ての大分類に該当する産業(ただし、「公務」を除く。) に分類される事業所を対象としており、政府機関、地方公共団体、大使館・領事館 及び国際連合等とその関係機関に属する事業所等は含まれていない。
- ※ 母集団事業所については、事業所の新設、廃業、拡大、縮小、合併などの事業所の変化を把握するため、毎年、調査に先立ちこれら事業所の名称、所在地、従業員数などを確認している。

イ 調査対象従業員

常時勤務する従業員のうち期間を定めず雇用されている者(年齢が61歳以上の者を含み、臨時の者を除く。以下「常勤の従業員」という。)

※ (3)イ(4)の調査事項については、定年退職し、定年前の雇用条件が解消され、新たな雇用契約により雇用期間を定めて定年年齢が60歳の同一企業又はグループ企業 (高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第9条第2項の特殊関係事業主に限る。)に雇用されている事務・技術関係職種の従業員のうち、定年前従業員と同じ 勤務時間の者についても調査対象とする。

ウ 調査指定職種

54職種(うち初任給関係職種 12職種)。その定義は、Ⅱ統計表の表 5 備考欄に掲げるとおりである。

(2) 調査実施系統

ア 調査機関

人事院並びに都道府県、政令指定都市、特別区及び和歌山市の各人事委員会

イ 調査の方法

人事院及び都道府県等の各人事委員会の職員を調査員に指名して行う調査

(3) 調査項目

- ア 事業所単位に調査する事項
 - (ア) 事業所に関する事項(令和2年4月分最終給与締切日現在)
 - (1) 事業所名
 - ② 事業所所在地
 - ③ 産業分類の基礎となった主な事業内容
 - ④ 本店・支店の別
 - ⑤ 企業全体の常勤の従業員総数
 - ⑥ 事業所の常勤の従業員総数
 - ⑦ 調查指定職種別従業員数
 - (イ) 給与等に関する事項(特に断りのない限り、令和2年4月分の最終給与締切日現在 (4月遡及改定を含む。))
 - ① 賞与及び臨時給与の支給従業員数及び支給総額(令和元年8月から令和2年7月までの状況)
 - ② ①の該当月及び令和2年4月のきまって支給する給与の支給従業員数及び支給総額
 - ③ 本年の採用状況
 - ④ 本年の給与改定及び賞与の支給の状況等
 - ⑤ 家族手当の支給状況
 - ⑥ 通勤手当の支給状況
 - ⑦ 高齢者雇用施策の状況
- イ 従業員別に調査する事項(特に断りのない限り、令和2年4月分の最終給与締切日現在(4月遡及改定を含む。))
 - (ア) 初任給関係職種
 - ① 学歴
 - ② 採用者数
 - ③ 初任給月額
 - (イ) 初任給関係職種以外の調査指定職種
 - ① 年齢(令和2年4月1日における満年齢)
 - ② 学歴
 - ③ きまって支給する給与総額
 - ④ 時間外手当額
 - ⑤ 通勤手当額

(4) 調査期間

本年調査は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、例年より時期を遅らせた上で、次のとおり実施した。

- ・特別給等に関する調査:令和2年6月29日から7月31日
- ・月例給に関する調査:令和2年8月17日から9月30日
 - ※ 「特別給等に関する調査」とは前記(3)の調査事項のうちア ((ア)⑦及び(イ)③を除く。) に掲げるものに係る調査をいい、「月例給に関する調査」とは同調査事項のうちそれ以外のものに係る調査をいう。

3 調査対象の抽出

(1) 標本事業所の抽出

調査対象事業所(母集団)に該当した54,753事業所を都道府県等別に産業、企業規模等によって830層に層化し、これらの層から11,970事業所を無作為に抽出した事業所(標本事業所)に対して調査を行った。月例給に関する調査における調査完了事業所は、第1表及び第2表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査指定職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、 各調査指定職種の人数に応じた数の無作為抽出を行い、抽出した従業員について調査を行った。

(3) 集計

- ア 調査実人員は、行政職(一)相当職種が414,359人(初任給関係28,701人、初任給関係以外385,658人)であり、その他の職種が18,196人(初任給関係550人、初任給関係以外17,646人)である。初任給関係以外の調査職種該当者の推定数は3,351,612人であり、このうち、行政職(一)相当職種は3,160,528人である。
- イ 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。
- ウ 集計については、その一部を独立行政法人統計センターに依頼した。

第1表 産業別、企業規模別調査事業所数

産業	企業規模	規模計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満		100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
		事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
産	業計	9, 435	1, 692	1, 145	1, 114	3, 857	1, 627
農業,	林業、漁業	33	2	0	0	15	16
	采 石 業 ,砂 利 、 建 設 業	738	115	83	78	249	213
製	造業	4, 152	531	508	503	1, 895	715
• 水道	ガス・熱供給業、情報通信 輸業,郵便業	1, 658	340	235	181	629	273
卸売業	美 , 小 売 業	781	102	124	132	337	86
	,保 険 業 、 不 ,物 品 賃 貸 業	413	184	69	52	88	20
	全習支援業、 独、サービス業	1, 660	418	126	168	644	304

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象 外であることが判明した事業所が204所、調査不能の事業所が2,331所あった。
 - 2 調査対象事業所11,970所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所204 所を除いた11,766所に占める調査完了事業所9,435所の割合(調査完了率)は、80.2%である。
 - 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)である。

第2表 地域別、企業規模別調査事業所数

地	域		企業	規模	規模計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
					事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
地		域		計	9, 435	1, 692	1, 145	1, 114	3, 857	1, 627
北	海	道 •	東	北	1, 189	170	114	119	518	268
関	東	甲	信	越	2, 136	416	268	277	817	358
東		京		都	726	154	128	115	249	80
中				部	1, 413	247	182	171	592	221
近				畿	1, 354	327	173	160	516	178
中	玉	•	四	国	1, 311	194	151	131	585	250
九	州	•	沖	縄	1, 306	184	129	141	580	272

(注) 各地域に含まれる道府県は、次のとおりである。

「北海道・東北」…北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

「関東甲信越」……茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県

「中部」………富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

「近畿」……滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

「中国・四国」……鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

「九州·沖縄」……福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県